

共同住宅における各戸検針、料金徴収等に関する契約書

南部水道企業団 企業長 金城 政光(以下「甲」という。)と
 (以下「乙」という。)との間において、乙
が所有する の各戸メーターの検針(以下「各戸
検針」という。)及び水道料金等の各戸徴収(以下「料金徴収」という。)について 次のとおり契約を締結するものとする。

(共同住宅の住所：)

(一括適用の原則)

この契約に定める共同住宅の各戸検針及び料金徴収の適用は一括適用とし、各戸検針及び料金徴収業務の一部の適用はしない。

(管理人の選定)

第1条 乙は、共同住宅の水道使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定して甲に届出なければならない。

(各戸検針及び料金徴収の適用時期)

第2条 各戸検針及び料金徴収は、甲が各戸メーターの指示数を最初に確認した以後において算定する料金から適用する。

(共同住宅の譲渡)

第3条 乙は当該共同住宅を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ甲に届出なければならない。

2 乙が当該共同住宅の譲渡を行った場合は、譲渡日をもって契約を解除する。ただし、前項に定める第三者が各戸検針及び料金徴収の継続を希望する場合は、甲と新たに契約を締結し、各戸検針及び料金徴収を継続するものとする。

(管理人の変更)

第4条 乙は、管理人に変更がある場合は、事前に甲に届出なければならない。

(水道料金等の算定及び徴収方法)

第5条 甲が徴収する水道料金等は、各戸使用者を南部水道企業団水道事業給水条例(以下「条例」という。)第27条に定める使用者とみなして徴収するものとする。

2 甲は、毎月の例日に各戸メーターで計量し、その指示量により水道料金等を算定して各戸使用者から毎月徴収するものとする。
3 共用栓等に係る水道料金等は、乙又は管理人が責任をもって甲に納入するものとする。
4 水道料金等の徴収方法は、口座振替又は納付通知制とする。

(差水量)

第6条 甲は、給水装置の最上流に設置された量水器(以下「親メーター」という。)によって計量された指示量が各戸メーター指示量の総和より多い場合は、乙からその差水量に対する料金相当額を徴収するものとする。ただし、各戸メーター指示量の総和が親メーターの指示量より多い場合の差水量に対する料金相当額は還付しないものとする。

2 前項の差水量に対する料金相当額(以下「差水量料金」という。)の徴収は、親メーターの指示量に4パーセント(転移流量以上、使用最大流量以下の流量範囲の使用公差。以下同じ。)を乗じて得た水量以上の場合に該当するものとする。この場合において1立方メートル以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、差水量料金は差水量全水量から親メーター指示量の4パーセント相当の水量を差し引いた残りの水量(以下「料金算定水量」という。)に条例第21条の表に定める超過料金のうち1立方メートル当たり最も高い料金を乗じて得た額に消費税相当額を加算して徴収する。ただし、甲が特に必要のないと認めたときはこの限りではない。

3 前項の差水量料金は、料金算定水量が10立方メートル未満の場合、免除することができる。

4 分譲マンション等において、差水量料金の請求先が明確でないときは、当該共同住宅に居住している各使用者に均等して請求するものとする。

(水道料金等の未納者に対する措置)

第7条 乙は、甲が指定する納付期限までに各戸使用者が水道料金等を納付しないときは、乙又は管理人は完納させる義務を負う

ものとする。

2 前項の規定にかかわらず、各戸使用者に水道料金等の未納が生じたときは、甲は当該使用者の給水を停止することができる。

(所有者及び管理人の事務)

第8条 乙及び管理人は、その責任において次の事務を行う。

- 第7条に定める差水量が生じた場合は、その料金相当額を負担すること
- 各戸使用者の水道使用開始及び使用中止届並びに水道料金等の精算に関すること
- 親メーター及び各戸メーターを常に清潔にし、かつ、検針し易い状態に保持すること
- オートロック式共同住宅の場合、オートロック解除方法(変更)届により、暗証番号の教示、若しくは所有者等の立会い等、入館方法の届出をするものとし、検針、メーター取替業務等に支障がないよう協力すること
- 受水槽以下装置の維持管理及び水質の保全について、一切の責任を負うこと
- 受水槽等の清掃及び定期点検を行う場合、甲に貯水槽清掃用水使用届により届出を行うこと

(契約の変更及び解除)

第9条 この契約は、条例及び共同住宅における各戸検針、料金徴収等に関する取扱い要綱(以下「要綱」という。)その他関係法令等に変更があった場合は、その内容に適合するよう変更するものとする。

2 乙が、要綱又は契約条項に違反する行為をし、甲の指摘を受けても速やかにこれを改善しないときは、契約を解除することがで きる。

3 契約を解除した後の水道料金等は、親メーターにより計量した指示量で乙又は管理人から一括して徴収する。

4 前3項の規定により乙及び各戸使用者に損害が生ずることがあっても甲はその責を負わない。

(立入検査)

第10条 甲は、受水槽以下の装置について必要に応じて立入検査をすることができる。

2 乙又は管理人は、前項の立入検査に協力するとともに、改善の指導を受けたときは自己の費用により速やかに必要な措置を講 じなければならない。

(事務処理)

第11条 本契約に関わる事務については、本契約のほか、条例及び要綱、その他関係諸規定に基づいて処理するものとする。

(契約の周知)

第12条 乙又は管理人は、本契約を各戸使用者に周知させるものとする。

(契約の期間)

第13条 本契約の期間は、本契約の日から起算して1年とする。ただし、本契約期間満了前2ヶ月までに甲又は乙から別段の意思 表示がないときは本契約を更新したものみなし、更に1年間継続するものとする。その後においてもまた同様とする。

本契約を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

	年	月	日
甲			
	八重瀬町字東風平1473番地の2		
	南部水道企業団		
	企業長 金城 政光		印
乙			
			印